

**「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」  
開催委託業務公募型プロポーザル事業者選定審査委員会  
設置要綱**

**(設置)**

第1条 「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務の受託事業者（以下「事業者」という。）を選定する為、「えにわん産業祭」・「えにわ環境・エネルギー展」開催委託業務公募型プロポーザル事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

**(所掌事項)**

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準の決定に関すること。
- (2) 委託事業者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

**(組織)**

第3条 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

- (1) 有識者等
- (2) 市長が適当と認める職にある職員

**(委員長及び副委員長)**

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

**(選定委員会)**

第5条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を認め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 選定委員会は、非公開とする。

**(事務局)**

第6条 事務局は、恵庭市経済部商工労働課に置く。

**(補則)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 第1回選定委員会は、第5条第1項に限らず事務局が招集する。
- 3 委員の報酬及び旅費は、原則として支払わない。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から実施する。